

## 室蘭市奨学金返還支援給付金交付要綱 運用方針

令和2年4月1日策定

### 1. 給付金の交付対象者について（第2条関係）

(1) 第1号の「室蘭市内の中小企業等に就業している正社員」とは、次のとおりとする。

ア 「室蘭市内の中小企業等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める企業者又は一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、社会福祉法人、医療法人、学校法人、特定営利活動法人の団体で市内に事務所または事業所を有するものをいう。

イ 「正社員」とは、雇用期間の定めのない常用従業員で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づき、雇用保険の被保険者となったことの届出を行い同法第9条第1項の確認を受けた者であり、かつ年間給与所得が1,300,000円以上あると見込まれる者とする。

(2) 第2号の「就業している中小企業から、奨学金返還支援を受けている者」とは、学生期間に貸与型の奨学金を支援団体から給付しており、計画的に返還している正社員で、かつ就業先の中小企業から奨学金支援を受けている者とする。

但し、学生期間に奨学金制度に基づかない学生ローン等を返還している正社員は対象としない。また、学生期間に返済免除付奨学金の給付を受けたが、条件を満たさず返還義務が生じた者についても、対象としない。

### 2. 給付金の交付期間について（第3条関係）

第3条 「交付対象者ごとに、最大5年間とする」について、転職等に伴い奨学金返還支援を受けた企業が代わった場合においても、最大5年間（5回）の申請とする。

### 3. 給付金の額について（第4条関係）

給付金の額については、企業によって奨学金返還支援のスキームが異なることから、対象交付者の返還計画に基づく年間返還額と企業からの年間支援額を各資料で確認し給付額を決定する。

#### 【給付事例】

ア 企業が奨学金を年間24万円返還している正社員に対して、年額5万円支援している場合は、第1項により市は年額5万円給付する。

イ 企業が奨学金を返還24万円返還している正社員に対して、年額12万円支援している場合は、第1項により市は年額6万円給付する。

ウ 企業が奨学金を返還24万円返還している正社員に対して、年額22万円支援

している場合は、第2項により市は年額2万円給付する。

エ 企業が奨学金を年間24万円返還している正社員に対して、年額24万円（全額）支援している場合は、市は給付しない。

#### 4. 給付金の申請について（第5条関係）

（1）第1号の「在職証明書」は、企業独自で発行したもの又は市が指定した様式いずれかにする。

（2）第1号の「奨学金等の借入総額及び返還計画がわかる書類」は、借入機関先名、返還が開始した年月、返還終了予定の年月、交付申請年度に返還借入先に返還したことがわかる書類（通帳の写し等）とする。

（3）第1号の「企業からの年間支援額がわかる書類」は、企業が発行する支払い証明書等とする。

#### 附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。